



環管第139号  
令和4年7月1日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 様

岐阜県知事 古田 肇



「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による  
大気質、騒音、振動について」に対する意見について

東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）から本県に対し、令和4年2月1日付け中建環第277号で提出された「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」（以下、「令和4年2月報告書」という。）について、岐阜県環境影響評価審査会（以下、「県審査会」という。）の意見を踏まえ、別紙のとおり知事意見を提出する。

JR東海におかれては、本知事意見に対し、真摯かつ迅速に対応されたい。

リニア中央新幹線事業に係る「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」に対する知事意見

第1 令和4年2月報告書の補正について

下記の1～5について令和4年2月報告書を補正した報告書（以下、「補正報告書」という。）を地域住民に説明した上で、早急に県に提出すること。県は、補正報告書について、必要に応じ専門家の意見を聴き、再度知事意見を提出することがある。

- 1 県審査会が指摘した「工事の平準化」及び「車両の運行計画の配慮」に沿った有意な車両台数の削減案を示すこと。その際、地域住民に説明の上提出された「中央新幹線長島トンネル新設工事（名古屋方）環境保全計画書」（令和3年4月）との関連を明らかにすること。
- 2 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に対する岐阜県知事意見書」（平成26年3月、以下「平成26年3月意見書」という。）において、「工事用車両の走行に係る道路騒音について、工事用車両の走行による寄与分が約5デシベルと大きい場合には、工事の平準化等を確実に実施し、騒音の一層の低減を図ること。」としているが、令和4年2月報告書に示された当該寄与分は「5.2デシベル」となっていることから、平成26年3月意見書に記載された数値を下回るよう、追加措置案を示すこと。
- 3 上記1及び2の改善案を踏まえ、各年度の年度別の走行台数及び工事用車両の走行が集中する期間の詳細について明らかにすること。
- 4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う環境影響検討項目として、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（平成26年8月）」で選定した項目のうち、温室効果ガス、動物及び生態系を検討項目としない理由を示すこと。
- 5 対象となる3工事について、環境影響に係る予測及び評価の結果を表に追記すること。

## 第2 補正報告書の環境保全計画書への反映について

- 1 「中央新幹線長島トンネル新設工事（名古屋方）環境保全計画書」（令和3年4月）について、補正報告書の内容を踏まえ改定して、地域住民に説明した上で、県に提出すること。
- 2 中央新幹線長島トンネル新設工事（名古屋方）以外の2工事に係る環境保全計画書について、補正報告書の内容を踏まえ作成して、地域住民に説明した上で、県に提出すること。

## 第3 その他

- 1 工事の実施に際し、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、又は予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。
- 2 工事用車両の走行に係る環境影響の予測結果及び環境保全措置について、地域住民に対して丁寧に説明すること。